

令和3年第6回教育委員会定例会
(3月31日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和3年3月31日（水）午後2時30分から午後3時10分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	末廣 照純
委 員	神田しげみ
委 員	高森 大乘
委 員	垣内恵美子

○出席者

事務局次長	酒井 まり
庶務課長	佐々木洋人
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	横倉 亨
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	田畑 俊典

○日 程

日程第1 議案審議

第6号議案 東京都台東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

第7号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

第8号議案 東京都台東区いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について

第9号議案 東京都台東区いじめ問題対策委員会規則の制定について

第10号議案 東京都台東区学校職員服務取扱規程の一部改正について

第11号議案 東京都台東区学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について

第12号議案 東京都台東区学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼業等に関する事務取扱規程の一部改正について

第13号議案 東京都台東区学校職員出勤簿整理規程の一部改正について

第14号議案 台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について

日程第2 教育長報告

1 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和3年度台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について

イ 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

(2) 指導課

ウ 令和3年4月1日付教職員異動状況について

(3) 中央図書館

エ 図書館情報システム構築業務委託事業者選定の結果について

2 その他

- ・ 子育て・若者支援特別委員会における教育委員会に関する審議等概要について
- ・ 区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について
- ・ 予算特別委員会における審議事項について

午後2時30分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和3年第6回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日の会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ許可することといたしたいと思っております。

〈日程第1 議案審議〉

第6号議案

○矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第6号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第6号議案、東京都台東区教育委員会事務局、処務規則の一部を改正する規則について、ご説明をさせていただきます。本案は、教育委員会事務局の組織改正に伴い、規定の整備を図るものでございます。

恐れ入ります。添付の新旧対照表をご覧ください。まず最初に第2条でございまして。庶務課に指導監査係を新設いたします。学務課では、校外施設係を削除いたします。

次に第10条です。庶務課の事務分掌に、特定教育・保育施設、特定地域型保育型保育事業者及び教育委員会に属する特定子ども・子育て支援施設等の指導監査に関する事、学校内のネットワークの運用に関する事、教育の情報システムに関する事を新設いたします。

次のページをご覧ください。児童保育課の事務分掌から保育サービス事業者の指導検査に関する事を削除いたします。

付則です。こちらは、令和3年4月1日からの施行といたします。

第6号議案につきましての説明は、以上でございまして。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 そうしますと、新たに新設される、庶務課の指導監査係の職務・業務分掌というのは、この庶務課の、新たに新設された、24、25、26が該当するという理解でよろしいのでしょうか。

○庶務課長 指導監査係では、第10条の24のところ該当しまして、25、26につきましては、別に係ではなく、担当を置きます。そちらの方での事務分掌という形になります。

○高森委員 それは、指導監査係の下に担当が置かれるということなののでしょうか。

○庶務課長 下ではなくて、庶務課の中に置くということです。

○高森委員 分かりました。

○末廣委員 現行の学務課の校外施設係がなくなるわけですが、これは理由はどういうことでしょうか。

○学務課長 事業自体は変わりありませんので、今、この校外施設係というところが二人体制で運用をしているところなんですね。やはり片方が何か病気とかけがとかがあった場合に、係の業務が回っていかないということもありまして、学事係のほうで近い業務もやっていますので、そこで一体化して、複数できちんと対応していきましょうということで、体制を変更するものでございます。

○末廣委員 分かりました。

○垣内委員 新設された学校内のネットワーク連動とか、教育の情報システムというのは、GIGA スクール構想とはどういう役割分担になるのでしょうか。

○庶務課長 GIGA スクール構想で、今年度 1 人 1 台のパソコンを整備しましたけれども来年度からは運用に行くということで、その GIGA スクール構想で整備した 1 人 1 台のそういったシステムの運用保守、それを庶務課で担うという形になります。併せて、校務支援システムですとか、そういったもののシステム管理、今まで教育改革担当と庶務課で分けていろいろ役割分担をしていたんですけれども、そういった運用保守についてを庶務課で統一してになるというようなことを想定しております。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

第 6 号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第 7 号議案

○矢下教育長 次に、第 7 号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第 7 号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本案は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、及び検疫法の改正に伴い、任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準が改正されたことを踏まえ、こちらも同様の規定整備を行うものでございます。

それでは、新旧対照法をご覧ください。こちらの別表の中で、「協力又は検疫法による

停留」を、改正後としましては、「報告若しくは協力又は検疫法による停留若しくは感染を防止するための報告若しくは協力」に改めます。

付則をご覧ください。この規則は交付の日から施行し、法の改正日である、令和3年2月13日から遡及適用をいたします。

第7号議案についての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 このここにある停留という言葉が一般的にはあまり使われない言葉ですが、どういう意味合いのものなんでしょうか。

○庶務課長 基本的に、もともとの法律にある言葉を、それを引用するという形になりますので、というところでございます。

○末廣委員 ちょっと具体的にイメージが湧かないんですけど。

○庶務課長 具体的には、例えばコロナに感染すると、療養施設に入ってそこでとどまるということがあると思うんですけど、そういったことを想定している文言ということになります。

○末廣委員 そういう行動を表すんですね。分かりました。

○垣内委員 停留とか協力というのは分かるんですけど、報告というのは、公示するための報告をされると給与の減額を免除することができるということになりますよね。この報告というのは、具体的にどういう。何か要件があるんでしょうか。感染したら来ないということになると停留のほうかなど。協力ですかね、自宅で療養とか。

○庶務課長 感染を防止するためというのもあるので、そうですね。感染があったときに教員は報告するという、そちらの、基本的にはこの文言のとおりになるのかなと思います。

○垣内委員 報告して給与の減額が、免除される……

○高森委員 要するに、感染したら、第一報をまず入れる必要があるということではないですか。その時点からということではないでしょうか。

○垣内委員 報告から協力・停留までの間ということですか。

○高森委員 停留をされない場合。軽症・無症状は自宅で停留ということですかね。

○垣内委員 ポジティブになったという報告をした段階で、もう来ないでねと言われて、その分給与が減額されるということがないようにするということですか。

○庶務課長 例えば、感染、濃厚接触になった場合も、今ですと14日間出勤できないとか、そういうこともありますので、そういったところまでも踏まえての規定になるのかなというところですね。

○垣内委員 それは協力じゃないんですか。

いや、いいです。もう結構です。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、これより採決いたします。

第7号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第8号議案

第9号議案

○矢下教育長 次に、第8号議案を議題といたします。なお、関連する第9号議案についても、一括して審議いたします。

指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは、第8号議案、東京都台東区いじめ問題対策連絡協議会規則の制定、及び第9号議案、東京都台東区いじめ問題対策委員会規則の制定について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、別添資料、東京都台東区いじめ問題対策連絡協議会等の運営に関する規則の制定についてをご覧ください。本案は、東京都台東区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定に伴い、台東区いじめ問題対策連絡協議会及び台東区いじめ問題対策委員会の運営について、必要な事項を定めるものでございます。

まず、東京都台東区いじめ問題対策連絡協議会規則について、ご説明いたします。恐れ入りますが、第8号議案裏面の東京都台東区いじめ問題対策連絡協議会規則をご覧ください。

第1条で、台東区いじめ問題対策連絡協議会の運営に関し、必要な事項を定めることとし、第2条以下で招集や会議録、本協議会の庶務等について定めております。

続いて、東京都台東区いじめ問題対策委員会規則について、ご説明いたします。恐れ入りますが、第9号議案裏面の東京都台東区いじめ問題対策委員会規則をご覧ください。

こちらにつきましても、第1条で台東区いじめ問題対策委員会の運営に関し、必要な事項を定めることとし、第2条以下で招集や会議録、本委員会の庶務等について、定めております。

また、本委員会は調査組織を兼ねておりますので、第3条に調査等に関する事項を定めております。

両規則の施行日は令和3年4月1日としております。

本案につきましては、原案どおりご決定くださるようお願いいたします。以上で説明を終わります。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより、採決をいたします。

第 8 号議案及び第 9 号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第 10 号議案

○矢下教育長 次に、第 10 号議案を議題といたします。

指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 第 10 号議案、東京都台東区学校職員服務取扱規程の一部を改正する規定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法改定により、一般職の非常勤職員が会計年度任用職員となったことに伴い、規定の整備を図るため、提出するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。地方公務員法第 17 条の基地に基づき任用される非常勤職員を、東京都から講習を受けている者で、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に掲げる職員、いわゆる東京都の会計年度任用職員に改めます。

この訓令は公布日から施行するものでございます。

本案につきまして、よろしくご審議の上、可決賜りますよう、よろしく願います。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、これより採決をいたします。

第 10 号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第 11 号議案

○矢下教育長 次に、第 11 号議案を議題といたします。

指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 第 11 号議案、東京都台東区学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する規定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法改定により、一般職の非常勤職員が会計年度任用職員となったことに伴い、規定の整備を図るため、提出するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。地方公務員法第 17 条の規定に基づき、任用される非常勤職員を、東京都から報酬を受けている者で、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に掲げる職員、いわゆる東京都の会計年度任用職員に改めます。また、職務専念義務免除の申請様式を東京都の会計年度任用職員も使用することから、第 4 条第 2 項第 2 号に規定する職員を追加します。

この訓令は公布日から施行するものでございます。

本案につきまして、よろしくご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 前の 10 号議案もそうなのですが、この会計年度任用職員というのは、実質には今のご説明ですと、非常勤職員であることには変わりないんですか。

○指導課長 そういうことになります。名称が新たに変わるということになります。

○末廣委員 分かりました。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

第 11 号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第 12 号議案

○矢下教育長 次に、第 12 号議案を議題といたします。

指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 第 12 号議案、東京都台東区学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法改定により、一般職の非常勤職員が会計年度任用職員となったことに伴い、規定の整備を図るため提出するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。地方公務員法第 17 条の規定に基づき任用される非常勤職員を東京都から報酬を受けている者で地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に掲げる職員、いわゆる東京都の会計年度任用職員に改めます。この訓令は公布日から施行するものでございます。

本案につきまして、よろしくご審議の上、可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

第 12 号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第 13 号議案

○矢下教育長 次に、第 13 号議案を議題といたします。

指導課長、説明をお願いいたします。

○指導課長 第 13 号議案、東京都台東区学校職員出勤簿整備規程の一部を改正する規定について、ご説明申し上げます。

本案は教職員出退勤管理システムによる出勤簿の表示、及び地方公務員法改定により、一般職の非常勤職員が会計年度任用職員となったことに伴い、規定の整備を図るため提出するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。第 2 条第 2 号に定める県費負担教職員と、第 3 項に定める一般職非常勤職員を第 2 条第 2 項の一つの項として改定し、第 2 条第 3 項は削除します。また、出勤簿の表示について、別表を差し替えます。この訓令は、公布日から施行し、改正後の別表は令和 3 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

本案につきまして、よろしくご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 先ほどから出ています、会計年度任用職員なんですけれども、名称が変更になっただけというお話でしたが、特にこの別表関係で何か従前と異なる扱いになることはないということでしょうか。

○指導課長 新旧対照表の 2 ページをご覧ください。上から 12 番になりますが、病気休暇というものが以前はないものでしたが、こちらのほうがシステムとして運用されるというような。一部、若干運用も変わってきている部分もございます。

○高森委員 21、22、23 もそうですね。

○指導課長 そうですね、21、22、23 とか。

○垣内委員 じゃあ少し処遇がよくなったという。

○指導課長 そうですね。正規の教職員に近いような形での運用になっています。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

第 13 号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第14号議案

〈日程第2 教育長報告〉

1 報告事項

(1) 庶務課 ア

(2) 指導課 ウ

○矢下教育長 次に、第14号議案を議題といたします。

なお、関連する教育長報告の報告事項、庶務課のア及び指導課のウについても、一括して議題といたします。

まず、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第14号議案及び庶務課の報告事項は、令和3年度台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事につきましてご説明させていただきます。

まず、第14号議案をご覧ください。本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律並びに東京都台東区教育委員会事案決定規定に基づき提出をするものでございます。

恐れ入りますが、議案を1枚おめくりいただいて、次のページからは、部長級から係長級までの昇任・転入・新所属等について記載をしております。また、一番最後のページにつきましては、参考といたしまして、教育委員会からの転出と退職について記載をしております。

第14号議案についての設営は以上でございます。

続きまして、報告事項、庶務課のアにつきましては、資料1をご覧ください。

こちらの資料でございますが、1枚目には、主任と一般職員についての昇任・転入・採用・新所属を記載しております。

2枚目の表面につきましては、再任用及び区政推進員について記載しております。

一番最後、裏面につきましては、参考として主任一般職員の転出及び退職を記載しております。

庶務課からの説明は以上でございます。

○矢下教育長 次に、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それでは、令和3年4月1日付、教職員異動状況について、ご説明申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。本資料は、職層別、校種別、内転、外転入、外転出に分けて、令和3年4月1日付での異動者数をまとめた表でございます。概算で250名弱でございました。

ちなみに、今年度の新規採用者でございますが、一番下の表の教員の行の左から3列目の新採の合計のところに新規採用の人数がありますが、昨年度より4名の増となっております。

ます。

今年度は例年に比べ、児童数・生徒数がなかなか確定せず、新規採用者を何回にもわたり、少人ずつ採用する必要がございました。詳細につきましては、別紙をご覧ください。

報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの説明、及び報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 今のご報告で、児童生徒の数がなかなか確定しなかったというのは、何か特別な理由が、コロナとか、そういうのが関係しているのでしょうか。

○指導課長 なかなか確定しなかったのは、さまざまな要素が、やはり異動、お父様方・お母さま方のご家庭の異動の状況が、例えば海外から来るとか、大きな異動が、判断がなかなか難しい状況がありまして。それから後、中学校に関しては、やはり受験との兼ね合いで、なかなか確定できないような状況があったのかなということ。なかなか、中学校との連絡体制も時間を要したのかなというところも考えられるところでございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

第 14 号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、本案については原案どおり決定いたしました。

また、報告事項の庶務課のア及び指導課のウについても報告どおり承願いたします。

〈日程第 2 教育長報告〉

1 報告事項

(1) 庶務課 イ

○矢下教育長 次に、日程第 2、教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、報告事項、庶務課のイ、「区長への手紙」等に係る教育委員会の対応について、ご報告いたします。資料 2 をご覧ください。

「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応についての、2 月分でございます。

まず、放課後対策担当取扱分が 2 件です。1 件目は、児童館の区外利用について、現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、児童館利用は区外利用者の利用を制限しているが、今後利用できる用途は立っているのかというご意見でございます。

続きまして、こどもクラブ利用について。来年度 2 年生になる子供が、1 年間通いなれてきたこどもクラブとは異なるこどもクラブに内定した旨の通知が届いた。学校から離れたこどもクラブに行かせなくてはならないということに納得がいかない。また、新規で申

し込んだ同学年の子供が、親の就労時間が長いという理由で学校に隣接したこどもクラブを利用できるということにも納得がいかない。誰も知り合いのいないこどもクラブに通わなければならない子供の気持ちも考えて欲しいというご意見でございます。

続きまして、生涯学習課、中央図書館取扱分が1件です。学習室の使用について。生涯学習センターの学習室、図書館の閲覧席が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため使用禁止になっていた。席を空けて使わせるなどの対応をしてほしいというご意見でございます。

回答が必要な案件につきましては、記載のとおり回答をしているところでございます。

「区長への手紙」に係る対応についての報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○神田委員 こどもクラブの利用についてですけれども、さまざまな審査基準を基に、希望と異なるこどもクラブに移らなければいけないというような状況がかなりあるのでしょうか。

○放課後対策担当課長 小学校内や小学校敷地内にあるクラブにつきましては、安全確保の観点から、新1年生を優先しているところでございます。こどもクラブにつきましては、小学生を対象としておりまして、児童の状況につきましては1年ごとに変わることがございます。例えば、学年が上がって、習い事や留守番ができるようになって利用日数が変わること、それから保護者の就労時間が長くなることによって、クラブの必要性が増すご家庭が出るということもございます。そういったこともありますので、この当該の児童につきましては、1年生が多く入ったことによりまして、ちょっと上の学年の方には、学校敷地内のところではなくて、別のところにお移りいただくというケースは間々あることでございます。

○神田委員 よく分かりました。

やっぱり、希望されるご家庭が年々増えているのでしょうか。

○放課後対策担当課長 そうですね。割と増えつつあるという傾向は今ございます。

○神田委員 ありがとうございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のイについては、報告どおり了承願います。

(3) 中央図書館 エ

○矢下教育長 次に、中央図書館のエについて、中央図書館長、報告をお願いします。

○中央図書館長 それでは、報告事項、中央図書館のエ、図書館情報システム構築業務委託事業者選定の結果について、ご説明いたします。資料4をご覧ください。

本件は1月26日に開催した本委員会において議題といたしました。図書館情報システムのリプレイスについて、システム構築を行う優先交渉事業者を公募型プロポーザル方式

により決定いたしましたので、その結果を報告するものでございます。

項番 1、委託内容をご覧ください。主な委託内容は、システム構築業務、現行システムからのデータ移行業務、職員研修等となります。

項番 2 をご覧ください。プロポーザルの結果、優先交渉権者は、京セラコミュニケーションシステム株式会社に決定いたしました。

項番 3、選定の経過でございます。資料記載の応募期間において募集をかけたところ、4 者から応募がございました。その後、書面による第一次審査で 3 者に絞り、3 月 24 日にプレゼンテーション及びヒアリングによる第二次審査を実施し、優先交渉権者を決定いたしました。

項番 4 には、選定を行った選定委員を記載しておりますので、後ほどご確認ください。

恐れ入ります。裏面もご覧ください。項番 5、審査結果でございます。表の太枠で囲った〇者と記載されている部分が、優先交渉権となった事業者の結果でございます。本事業者の第一次審査は 250 点満点中 227 点、得点率 90.8%という結果でした。下段の第 2 次審査をご覧ください。本事業者におきましては、500 点満点中 394 点得点率が 78.8%となっており、一番下に記載しております、一次と二次を合わせた合計は、750 点満点中 621 点、得点率 82.8%という結果で最も点数が高かったため、本事業者を決定したものでございます。

各項目の詳細につきましては、後ほどご確認ください。

説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 これは、ちなみに予算はお幾らくらいでしたか。

○中央図書館長 予算になりますけれども、まず、システムの構築に関するイニシャルコストが、予算額上は 7,779 万 7,000 円。また、導入後のランニングコスト、こちらを併せてプロポーザルを行いまして、そちらのランニング経費が、5 年間で 2 億 7,195 万 5,000 円の、合計 3 億 4,975 万 2,000 円となりました。該当の事業者につきましては、それぞれあれですけれども、合計いたしまして、2 億 5,938 万円という結果でございました。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、中央図書館のエについては、報告どおり了承いたします。

2 その他

次に、その他事項についてです。

お手元に資料を配付させていただいております。後ほどご覧いただければと思いますが、ご質問や補足の説明などはございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

○庶務課長 先ほどの第7号議案の報告・協力という文言でございますが、再度説明をさせていただきます。

もともとの法律の方に都道府県知事等は、病原体を保有していないことが確認されるまでの間、または、蔓延させる恐れがないことが確認されるまでの間、当該者の体温・その他の健康状態について報告を求め、居宅もしくはこれに相当する場所から外出しないこと等の協力を求めることができるということが、もともとの法律に文言で記載されているので、それに合わせてこういったその減免のところも規定を整備させていただいたということになります。

○垣内委員 じゃあ、報告をしないと給与額が減額されるということが……

○高森委員 報告をしないで休んだ場合ですよ、休職ですから。

○矢下教育長 庶務課長答えますか。

○垣内委員 いいです。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 以上をもちまして、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時10分 閉会